

<p>検体検査に関する実習</p>	<p>血液計数検査 血液塗抹標本作成と鏡検 尿定性検査 血液型検査 培養・Gram染色検査</p>	<p>精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器の切り出し及び写真撮影 迅速標本作成及びその報告</p>	<p>検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取 消化管内視鏡検査</p>
<p>その他の実習</p>	<p>検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取 消化管内視鏡検査</p>	<p>検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取 消化管内視鏡検査</p>	<p>検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取 消化管内視鏡検査</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（新設）